

## 小売電気事業者（エネルギー管理者含む）の選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 募集の趣旨

公益財団法人丹後地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）では、センターで使用する電気の調達と、電力需給バランスを意識した（＝ピーク対策など時間の概念を含んだ）エネルギー管理に関する一括提案を公募し、センターにとって最も優れていると考えられる提案を選定するものです。

最も優れている提案を行った事業者は、電気の供給についての契約（以下「契約」という。）の締結に向けて協議し、合意に至れば契約事業者（以下「事業者」という。）として契約を締結し、本業務を実施することとなります。

なお、提案書の作成等事業者が提案に要した一切の費用は事業者の負担とします。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

公益財団法人丹後地域地場産業振興センター 電気の調達及びエネルギー管理業務

#### (2) 事業期間

令和元年8月1日から5年とし、選定者と協議の上決定する。

#### (3) 対象施設

公益財団法人丹後地域地場産業振興センター

#### (4) 業務内容

##### ①センターで使用する電気の調達

##### ②BEMSの導入

継続的なデマンド制御により契約電力の低減維持に貢献できるもの

制御対象：常設展示室及び多目的ホールの空調機制御

常設展示室 PUHV-P560M-E-BSG 13.5kW 2台

多目的ホール PUHV-P560M-E-BSG 13.5kW 4台

（理由）契約電力値から算出される目標デマンド値を超えないようにするためには、上記空調機の制御が必須と考えられるため。

##### ③技術者

業務の円滑な推進を図るため、業務を推進する上で必要な経験能力を有する管理技術者を配置するとともに、管理技術者をもって業務を行い、またセンターへの継続的な助言を行わなければならないものとする。

また、管理技術者は、業務全般にわたり、技術的管理を行わなければならない。

#### (5) 選定事業者が獲得できる権利

- ・対象施設への電力売電に関する優先交渉権
  - ・対象施設のエネルギー管理業務※
- ※センターとの協議により管理範囲を定める

### 3. 事業者選定方法

(ア)より優れた小売電力事業者及びエネルギー管理事業者を選定するとともに、その選定方法の公平性及び透明性の確保を図るため、公募型プロポーザル方式により広く事業提案を募り、経済的、合理的かつ費用対効果の高い提案者を選定する。本プロポーザルは、書類審査による選定とする。

#### (イ)事務局

本 提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口：公益財団法人丹後地域地場産業振興センター事務局

住所：京都府京丹後市網野町網野367番地

電話：0772-72-5261 FAX：0772-72-5262

E-mail：[info@tango.jibasan.jp](mailto:info@tango.jibasan.jp)

#### (ウ)失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 期限までに書類が提出されない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本募集要項等の要件に適合しない場合
- ⑤ 次の重要な項目に該当した場合

ア 提案による工事施工・維持管理が各施設の運営・業務に支障がある場合

イ 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確でない場合

ウ 技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合

エ 応募者の経営状況が不良の場合（経営状況が3期連続最終損益が赤字かつ債務超過である場合）

### 4. プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 電気事業法第2条の2の規定により経済産業大臣による登録を受けた小売電気事業者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(3) 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始

を命ぜられている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(5) 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

(6) 日本国内に、本社又は営業所を有していること。

(7) 単独での提案とするが、管理技術者については受注事業者と管理技術者との間の業務委託契約等により別途定めてもよいものとする。

## 5. 供給地点情報

(ア) 需要場所 アミティ丹後

(イ) 契約電力 162kW※2019年8月より予定 現状は189kW

(ウ) 契約種別 500kW未満 高圧電力 AS

15-36-3009-462000

(エ) 力率 100%

(オ) 受電電圧 6,000V

(カ) 使用量目安 夏季 73,687 kWh

その他季 168,469kWh

合計 242,156kWh

※別表に2019年4月度電気使用量添付

## 6. 提出物及び質問受付及び提出期限

(ア) 電気料金見積書

① 力率割引後（15%割引）の新基本料金

② 年間電力量料金 夏季・その他季※

※関西電力の季節・曜日・時間に準じる

③ 消費税率8%込み

④ 燃料費調整額・再生可能エネルギー促進賦課金等は含まない

⑤ 料金支払方法、期日の記載

(イ) BEMS 提案書

① 制御対象空調機のわかるシステム構成図

2(4)②記載の空調機と台数をその上限とする

② 契約電力削減効果

ベースラインは5（イ）の162kWとする

③ 使用電力量削減効果

ベースラインは5（カ）の242,156kWhとする

(ウ) 質問受付

- ① 受付期限：令和元年 6月5日（水）～6月12日（水） 午後5時まで
- ② 前期事務局あて、電子メールまたはFAXにより質問書を提出すること。
- ③ 回答方法：電子メール又は文書で回答する。尚、個別の回答は行わない

(エ) 電気料金見積書及び BEMS 提案書の提出期限

- ① 応募者は、次により電気料金見積書及び BEMS 機器提案書を前記事務局に提出すること。（郵送可）
- ② 提出期間：令和元年 6月18日（火）  
尚、持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで

(オ) 選定結果の連絡

6月27日（木）に書面で連絡します。

別表)

月 分	契約電力kW	最大需要電力kWh	力率	使用電力量計kWh	電力料金 円	消費税相当額 円
2018年4月分	202	155	100	21,558	642,983	47,628
2018年5月分	202	78	100	17,026	577,021	42,742
2018年6月分	202	97	100	19,189	614,818	45,542
2018年7月分	202	189	100	24,979	712,723	52,794
2018年8月分	202	153	100	27,081	750,147	55,556
2018年9月分	202	139	100	21,627	661,390	48,991
2018年10月分	202	70	100	14,389	534,938	39,625
2018年11月分	202	55	100	12,164	492,491	36,480
2018年12月分	202	160	100	17,013	572,384	42,398
2019年1月分	191	119	100	21,451	631,496	46,777
2019年2月分	189	162	100	24,951	689,163	51,049
2019年3月分	189	141	100	20,728	620,897	45,992
2019年4月分	189	140	100	19,441	598,363	44,323